

令和7年度（2025年度）

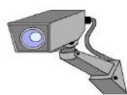
姫路市防犯カメラ設置補助事業 募 集 要 項

【募集期間】

令和7年5月7日（水）～令和7年7月31日（木）（必着）

【大切なお知らせ】

予算の範囲内での補助となります。応募多数の場合、申請箇所数、防犯活動実施状況、設置の必要性等を考慮の上、選定させていただきますのでご留意をお願いします。



犯罪予防に防犯カメラの
設置を支援します。



姫 路 市

問い合わせ先 姫路市 危機管理室 安全安心担当
〒670-0940 姫路市三左衛門堀西の町3番地 防災センター5階
TEL 079-221-2090・2095
FAX 079-223-9541
E-MAIL anzen-ansin@city.himeji.lg.jp

1 事業趣旨

自治会などの地域団体が、当該地域の防犯活動の一環として、防犯カメラを設置又は更新する経費の一部を補助するため、姫路市防犯カメラ設置補助金を交付し、地域の見守り力の向上を図り、もって安全・安心なまちづくりを推進する。

2 事業の内容

補助対象団体	自治会、自主防犯組織など、一定の地域を基盤に活動を行う地域団体で、以下に掲げる全ての要件を満たす団体 ア 一定の地域を基盤とし、地域に根ざした活動をしていること。 イ 活動を行う地域の過半数以上の世帯・住民で構成されていること。 ウ 活動を行う地域の世帯・住民が自由に加入できること。 エ 規約や代表者を決めていること。
補助額	1箇所につき6万円（上限）（千円未満切捨て） ※1箇所とは、独立した防犯カメラシステム一式をいう。
補助対象経費	犯罪予防を目的として公道等に常設する、映像の撮影、記録等の機能を有する機器（防犯カメラシステム）及び防犯カメラ設置を明示する標識の購入並びに設置工事（更新の場合、既存の設備の撤去工事を含む）に要する経費 ※更新とは、防犯カメラの設置が完了した日の属する年度の末日の翌日から起算して 6年が経過（令和7年度は平成30年度以前に設置したもの）し、故障している事が確認できているうえに 、現に設置している場所と同じ場所に新たな防犯カメラを設置することをいう。
補助対象外経費	更新時を除く既存の設備の撤去に要する経費、土地の造成、土地又は建物等の使用若しくは取得又は補償に要する経費、防犯カメラシステム維持管理（賃借に要する経費を含む）に要する経費、地域団体で行う作業に係る人件費など
補助対象期間	補助金交付決定日から令和8年2月28日の間に、防犯カメラを設置、工事及び支払いが完了する事業
補助の要件 機器（SDカードを使用するレコーダー内蔵型は、要件も満たすこと）	以下に掲げるすべての要件を満たす機器であること。 ① カメラ ア カメラの有効画素数が38万画素以上であること。 ※最低基準であり、設置場所等に応じて画像が鮮明となる画素数とすること。推奨200万画素以上 イ カラー画像であること。 ウ 作動時間が1日24時間であること。 エ 夜間も人物等が特定できる撮影機能（被写体最低照度0.1Lux以上、赤外線照射機能付きカメラを推奨）があること。

補助の要件（続き）		オ 屋外用として使用できる防雨性能があること。 ※ レコーダー内蔵型は以下のレコーダー機器要件を満たすこと。 ② レコーダー ア 記録時間が1日24時間及び7日間以上であること。 イ 記録間隔が1秒間に4画面（4FPS）以上であること。 ウ 38万画素（720×480画素）以上（基本的にカメラの有効画素数以上）の記録ができること。 エ 外部記録媒体に画像が記録できる機能があること。
	撮影場所	以下に掲げるすべての要件を満たす撮影場所であること。 ① 道路、公園、その他不特定多数が利用する公共の場所であること。 ② 撮影画像の概ね2分の1以上の面積を公共の場所が占めること。 ③ 私有財産（個人の住宅、マンション等の共同住宅、駐車場、事業所等）の管理目的と認められるものではないこと。 ④ 公有財産（自治会館等）の管理目的と認められるものではないこと。 ※ <u>家庭ごみの集積場や賽銭箱を撮影して、人物を特定する目的で設置することはできません。</u>
	地域の合意	防犯カメラの設置及び維持管理等について地域団体の合意（自治会の総会などで地域の住民の方々の方々の合意を形成）があること。
	設置許可	① 防犯カメラ設置場所の所有者等の承諾・許可があること。 ※ 防犯カメラ設置には、必ず、設置場所（土地、建物、柱等）の所有者・管理者の承諾・許可が必要です。<u>申請団体が管理する自治会館等や個人宅等の許可書には所有者の印鑑もしくは署名が必要になります。</u> ② 防犯カメラを設置することについて、道路交通法その他の法令に基づく許可等が必要な場合は、当該許可を得ていること。
	管理運用基準	姫路市危機管理室が定める「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に適合した管理運用基準又は過去3年以内の兵庫県防犯カメラ設置補助事業で示された管理運用規程を定めていること。なお、補助対象団体が独自に定める場合、以下に掲げるすべての事項を含む防犯カメラ管理運用規程が定められていること。 ① 管理責任者の設置及び管理責任者等の守秘義務 ② 「撮影していること」及び「設置者の名称」の明示 ③ 記録した映像の保管方法・保管期間・保管期間終了後の消去方法 ④ 記録した映像の利用・提供の制限 ⑤ 苦情処理対応 ⑥ その他防犯カメラの運用に関すること。

情 報 管 理	固定や施錠等によるレコーダー、外部記録媒体等の盗難防止措置をとるなど、情報流出防止措置がとられていること。
標識の 掲 出	防犯カメラ設置場所に、「防犯カメラで撮影している旨」及び「設置者の名称」を表示する標識を明確かつ適切な方法で掲示すること。
その他	防犯カメラの設置に対し、他の法令等により、国、県又は市から同種の補助金交付を受けていないこと。

3 応募について

募集 応募 期間	令和7年5月7日（水）～令和7年7月31日（木）（必着） ※応募は、令和8年2月28日までに防犯カメラを設置、工事及び支払いが完了できるものに限ります。
応募 方法	以下の必要書類を作成の上、持参又は郵送ください。郵送の場合、必要書類に不備があれば受付は出来ません。書類を返却の上、再提出となります。 補助対象となる防犯カメラの設置は、原則として1団体に1箇所とします。複数箇所を設置希望する場合は、必ず優先順位をつけてください。 書類の様式等は、姫路市ホームページからダウンロードできます。 〔必要書類〕※番号を黒丸で表記している書類は設置箇所ごとに必要です。 ①姫路市防犯カメラ設置補助金交付申請書（様式第1号） ②防犯カメラ設置補助事業（計画・変更・実績）報告書（1箇所ごとに記載）（別紙1） ③防犯カメラの設置場所が分かる位置図（1箇所ごとに添付） ④防犯カメラ設置箇所の全景写真及び撮影箇所の写真（1箇所ごとに添付） ⑤防犯カメラの仕様書等及び購入等に係る見積書の写し（1箇所ごとに添付） ⑥調査票（1箇所ごとに記載）（別紙2） ⑦収支予算書（複数箇所申請の場合も1枚で可）（別紙3） ⑧防犯カメラ等運用基準（参考様式）又はこれに類するもの（1箇所ごとに記載） ⑨防犯カメラ設置に必要となる許可書等の写し（参考様式）※設置場所による（1箇所ごとに添付） ⑩防犯カメラの適正な設置・運用に係る誓約書（複数箇所申請の場合も1枚で可）（別紙4） ⑪当該地域団体の概要が分かる資料（自治会規約、役員名簿など） 〔留意点〕 注1) ⑨防犯カメラ設置に必要となる許可書等の写しに関し、許可書交付事務の都合により、応募時点で提出がなくても、応募の受け付けは出来ます。防犯カメラ設置工事の開始前までに、許可書等の写しが必要になります。 注2) ⑪当該地域団体の概要が分かる資料（自治会規約、役員名簿など）に関し、連合自治会発行の自治会名簿掲載の自治会に限り、書類の添付を省略することができます。

提出先	〒670-0940 姫路市三左衛門堀西の町3番地 防災センター5階 姫路市危機管理室安全安心担当
補助対象の選定	応募多数の場合、補助箇所数は原則として1校区1箇所とします。補助対象の選定として、申請箇所数、過去の兵庫県や姫路市の防犯カメラ設置補助事業の利用状況、団体の防犯活動実施状況、カメラ設置の必要性・緊急性、設置場所の危険性などを警察の意見を聞きながら、総合的に審査の上、決定します。選定の結果、採択とならない場合がありますことを予めご承知おきください。
補助の決定	募集期間終了後、書類の審査・選定の上、補助の可否を決定し、文書で通知します。 ※通知前に事業着手しないようご留意ください。 なお、 <u>補助決定後の設置場所の変更は、原則として認められません。</u>

4 補助決定後について

事業着手届の提出	補助金交付可否決定書にて承認となった場合は、すみやかに以下の書類を提出してください。 ①相手方登録申出書（指定様式） 既に他事業等で登録済みの場合は、提出不要です。登録済みであっても、代表者や口座名義等が変更になった場合は、提出ください。 ②防犯カメラ設置に必要となる許可書等の写し（※設置場所による） 応募時に提出している場合、再度の提出は不要です。
----------	--

5 設置完了後について

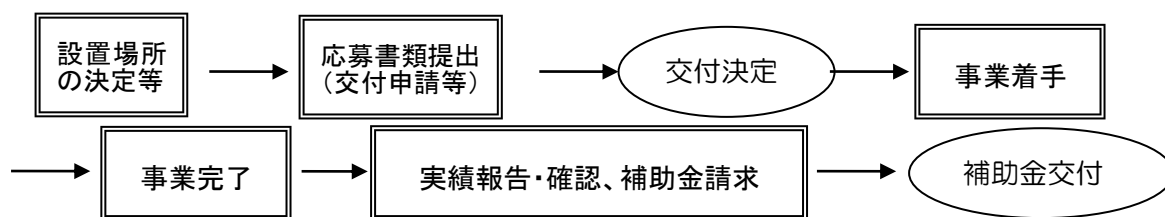
事業完了報告書の提出	事業完了後30日以内又は令和8年2月28日までのいずれか早い日に、以下の書類を提出してください。 ※番号を黒丸で表記している書類は設置箇所ごとに必要です。 ①姫路市防犯カメラ設置補助事業完了報告書（指定様式） ②防犯カメラ設置補助事業（計画・変更・報告）報告書（1箇所ごとに記載）（別紙1） ③防犯カメラの購入及び取付工事に要した費用に係る領収書の写し ④防犯カメラ及び表示板の設置状況が確認できる現況写真（1箇所ごと添付） ⑤設置した防犯カメラで実際に撮影した映像の写真（1箇所ごと添付） ⑥収支決算書（指定様式）
補助金の支払い	提出された事業完了報告書を審査の上、当該事業の成果が交付決定内容及びこれに付した条件に適合すると認められるときは、補助金額を確定し、団体からの請求書に基づき、予め指定・登録口座への振り込みにより補助金をお支払いします。

6 その他手続きに関する留意事項

事業費と補助額について	事業費が6万円を下回る防犯カメラの設置事業についても、補助の対象です。事業費のうち、補助対象経費を上限に補助金を交付します。
設置場所の許可について	補助金交付申請時に防犯カメラを設置する場所の所有者等の承諾・許可が必要となります。 <u>予め設置する場所の所有者等と十分、協議をしておいてください。</u>
設置場所等の警察との相談について	最寄りの警察署へ設置場所や撮影方向等について相談してください。各警察署には、応募団体から防犯カメラ設置の相談に対応する旨の了承をいただいております。
補助決定後の設置場所の変更について	原則として認められません。
重複助成の禁止について	本事業により補助を受ける事業と同一の事業について、国、県又は市から重複して助成を受けることはできません。当該事実が判明した場合は、補助金交付決定の取り消し又は補助金の返還を求めることがあります。
実績報告の期限について	事業完了後30日以内又は令和8年2月28日までのいずれか早い日に、実績報告書を提出していただきます。提出期限までに報告書の提出がない場合、補助金交付決定の取り消し又は補助金の返還を求めることがあります。
補助金の支払いについて	事業完了後、提出された実績報告書を審査の上、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるときは、補助金額を確定し、団体等からの請求書に基づき指定口座へお支払いします。

<事業の流れ>

補助金交付の流れ		摘 要	
1	設置場所の決定	土地所有者等との協議、電源確保検討等	地域団体
2	応募書類の提出	補助金交付申請書、防犯カメラ計画書等の提出	地域団体→市
3	補助金交付決定	審査の上、補助金交付決定通知書の送付	市→地域団体
4	事業の実施	防犯カメラ設置事業の実施	地域団体
5	事業実績報告書の提出	事業完了後30日以内又は令和7年2月28日までのいずれか早い日までに市に提出	地域団体→市
6	実績確認	市による事業実績の確認	市
7	補助金請求	補助金交付請求書の提出	地域団体→市
8	補助金確定・支払い	精算払いにより、補助金を支払い	市→地域団体



7 留意事項

- (1) 補助対象の選定の際、兵庫県、兵庫県警察本部及び地元警察署などの関係機関に意見の照会を行うことがあります。
- (2) 補助金の交付が決定するまでに防犯カメラを設置しても、採択されません。
- (3) 補助金交付決定から、防犯カメラの設置工事完了まで時間がないので、設置工程やスケジュール、電源など前もって調整・準備しておいてください。
- (4) 市から補助金の交付を受ける際、市に口座の登録をしておく必要があります。具体的には市に相手方登録申出書を提出して登録することとなります。一度登録されると、次回からの提出は不要ですが、登録内容に変更が生じた場合は、その都度変更の申出をしていただく必要があります。
同申出書は後の記入例のページを参考に、様式関係のページに添付しています。

防犯カメラ設置補助事業Q＆A ※不明な点等は危機管理室までご相談ください。

Q1 防犯カメラとは？

この事業にいう防犯カメラとは、犯罪の予防を目的として、道路・公園等不特定多数の者が利用する場所を撮影するために常設する、映像撮影機器（カメラ）と映像録画装置（レコーダーなど）等からなるシステムのことです。

※撮影された画像のうち、道路、公園、その他不特定多数の者が利用する公共の場所の画像の面積が概ね2分の1以上であること。

このため、マンション等の住宅や駐車場、事業所など私有財産の管理に供せられる目的で設置されるものや、常設ではないものなどは対象外となります。また、リースのカメラも補助対象外です。このほか、地域団体が自ら機器を購入し設置する場合（業者に依頼・発注せず自前で機器を購入し設置する等）、申請までに危機管理室にご相談ください。

※対象となる防犯カメラの機器の基準を設定していますので、ご注意ください。

【カメラ】38万画素以上、夜間も撮影可など

※最低基準であり、設置場所等に応じて画像が鮮明となる画素数として下さい（推奨200万画素以上）。

【レコーダー、SDカード】記録時間1日24時間及び7日間以上、
記録間隔1秒間4枚以上など

Q2 1箇所とは？

1 箇所とは、独立した防犯カメラシステム一式を指します。

但し、一つのシステムで複数の場所を撮影する場合（同一場所で、撮影方向の異なる 2 台の防犯カメラを設置して、レコーダー 1 台に接続する場合）は、1 箇所（単一システム）とみなします。判断が難しい場合は、申請までに危機管理室にご相談ください。

Q3 地域の合意とは？

防犯カメラは、犯罪の防止に役立つ一方、特定の場所における不特定多数の個人の行動を撮影・記録するものであるため、地域の住民の方への配慮や個人のプライバシーに対する配慮が必要です。

防犯カメラを設置したことにより、後々、地域でプライバシー等にかかるトラブルが発生しないよう、申請までに自治会の総会などで地域住民の方々の合意を形成いただいたうえで設置することが必要となります。

〔設置にあたって気をつけるべき事例〕

- 防犯カメラの設置が原因で、設置場所付近の住民とトラブルが起きないように、カメラの向きなどに注意しましょう。
- 撮影映像に入る住宅等がある場合、その住民等に説明し同意を得るようにしましょう。書面による同意を交わしておくことで、後々、住民間でトラブル防止につながります。
- 公園内に防犯カメラは設置出来ませんが、設置にあたっては公園内から公園出入口や公道を撮影するように努める（撮影画像の概ね 2 分の 1 以上の面積） ことにより、防犯カメラによる犯罪抑止力の向上に配慮しましょう。

Q4 防犯カメラ等運用基準とは？

Q3 と同様、防犯カメラの設置にはプライバシーに対する配慮はもちろんのこと、記録した映像の保管方法、保管期限及び利用・提供の制限等を定め、適正に管理運用していただくことが必要です。

そこで、各設置者において、防犯カメラの管理運用に係る基準を定める必要があります。防犯カメラ等運用基準の例につきましては、後の様式関係のページをご参照ください。

なお、過去 3 年以内に兵庫県防犯カメラ設置補助事業で示された管理運用規程に代えることもできます。

Q5 防犯カメラ設置補助事業により取得した同カメラの処分制限期間とは？

防犯カメラ設置補助事業により補助金の交付を受けた団体（以下「補助金交付団体」という。）は、当該補助事業により取得した財産（以下「取得財産」という。）について、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、その効果的な運用を図っていただく必要があります。

そこで、補助金の対象となった防犯カメラ機器は、予め危機管理室がやむを得ないと認めた場合を除き、財産価値が存在する間（機器一式で 6 年間）に撤去し、又は移設してはならないことにご留意ください。

また、補助金交付団体は、前項に定める期間を経過する前に、処分を制限された取得財

産を補助金の目的に反して使用し、売却し、又は廃棄しようとするときは、予め危機管理室に報告し、その承認を受けなければならないことになっております。

Q6 防犯カメラの設置場所は？

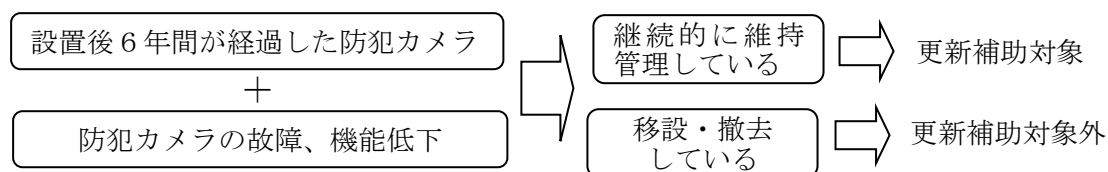
民家や商店、自治会館などの建物の壁面等に設置する場合、設置する場所（土地、建物、柱等）の所有者等の同意が必要です。所有者の方と十分に協議してください。

また、道路上や公園内に設置する方法もありますが、道路法・都市公園法等の法令に基づく管理者の許可が必要となりますので、県や市の管理担当課等の関係部署と調整いただく必要があります。

いずれにいたしましても、防犯カメラ設置に向けて所有者等との協議等を申請までに進めておいていただきますようお願いします。※道路上等、場所や設置方法によっては許可できない場合があります。

Q7 防犯カメラ更新設置の要件とは？

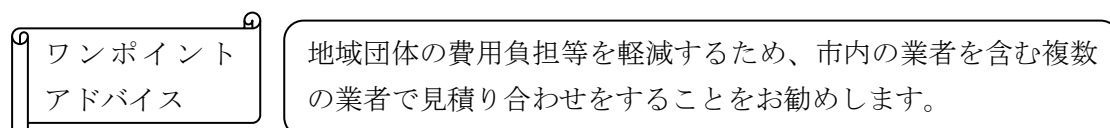
防犯カメラ機器の故障等により、防犯カメラとしての機能を維持することが困難な状態にあり、防犯カメラの設置が完了した日の属する年度の末日の翌日から起算して6年を経過しており、現に設置している場所と同じ場所に新たな防犯カメラを設置することが要件となります。令和7年度では、平成22～30年度に兵庫県または姫路市の防犯カメラ設置補助事業を活用して設置した防犯カメラが対象となります。



Q8 記録した映像の情報流出防止措置とは？

防犯カメラによる記録した映像に対し、外部に情報が流出しないよう防止措置を講じて頂くことです。レコーダーや外部記録媒体等は施錠ができる保管庫や事務室等に保管し、盗難及び散逸の防止を行って頂きますようお願いします。また、不必要な複写は行わず、映像表示機器及び録画機器の設置場所以外の場所へ持ち出さないようご注意ください。

また、ネットワークシステム及び外部記録媒体のパスワードの適切な設定と定期的な変更等による記録映像の流出防止措置のほか、映像の保管期間を経過した後は、速やかに映像を消去し、又は記録媒体の破碎等の処理をお願いします。



姫路市道路管理課から「防犯カメラの占用許可について」の留意点等

防犯カメラを市道上に設置する場合には、道路占用許可申請が必要です。なお、道路占用許可については、道路の敷地外に余地がなく、やむを得ないものに限り、次に掲げるところにより許可を行っています。

1 占用主体：相当の維持管理能力を有するもの

- ① 官公庁、警察 ② 自治会、商店街振興組合 等

2 占用場所：設置可能な①がない場合に限り、②を認める

設置可能な①、②がなく、道路管理者が認める場合に限り、③を認める

- ① 電柱、電話柱、アーケード等既設占用物件へ添架

- ② 街路灯への添架 ③ 自立柱の設置

3 審査期間：1ヶ月程度 ※4の必要書類の不備等は除く

4 必要書類

- ・道路占用許可申請書（**正**、**副**、**警察協議用**）
- ・誓約書（2種類） ・位置図 ・平面図 ・断面図 ・構造図 ・現地写真
- ・防犯カメラカタログ ・防犯カメラ運用規定 等

5 注意事項

- ・設置場所、方法にも基準等がありますので、事前にご相談ください
- ・電柱等への添架には、別途関西電力㈱又は西日本電信電話㈱等への申請が別途必要となりますので、事前に別途ご相談願います（審査期間1ヶ月～3ヶ月程度）

6 手数料の減免

- ・自治会からの申請で、営利目的でなく公益的な物件に限り、手数料が減免されます。

7 問い合わせ先

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

姫路市道路管理課 電話 (079) 221-2648